

## 福祉医療費 受給券・助成券 の更新手続き

現在、有効期限が平成19年7月31日となっている福祉医療費受給券・助成券をお持ちの方は、更新手続きが必要です。

### 1. 福祉医療費受給券・助成券の更新手続き

**給資格** それぞれ所得制限があります。

- **重度心身障害者（児）（65歳未満）**
  - ・身体障害者手帳1・2級所持者
  - ・知的障害の程度が重度の方
  - ・身体障害者手帳3級で、かつ、知的障害の程度が中度の方
  - ・特別児童扶養手当1級支給対象児童
  - ・身体障害者手帳3級で旧地域改善対策特別措置法に規定する地域に居住し、認定された方

- **母子・父子家庭（65歳未満）**
  - ・18歳未満の児童を扶養している配偶者のいない方及びその子
- **ひとり暮らし寡婦（65歳未満）**
- **ひとり暮らし高齢寡婦（65～69歳）**
  - ・配偶者のない女子で、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある方で、かつ、ひとり暮らしの状態が1年以上続いており、今後もその状態が継続すると見込まれる方

#### ● **老人（65歳～69歳）**

- ① **低所得老人**
  - ・本人、配偶者及び扶養義務者のそれぞれに、市民税が課税されていない方
- ② **旧地域改善対策特別措置法に規定する地域に居住し、認定された老人**
- ③ **68・69歳老人**
  - ・本人、配偶者及び扶養義務者に所得制限があります。

※老人の対象の方につきましては、医療制度改正のため有効期間を今年度は平成20年3月31日までとさせていただきます。

- **重度心身障害老人（65歳以上）**
  - ・身体障害者手帳1・2級所持者
  - ・知的障害の程度が重度の方
  - ・身体障害者手帳3級で、かつ、知的障害の程度が中度の方
  - ・身体障害者手帳3級で旧地域改善対策特別措置法に規定する地域に居住し、認定された方

### 2. 精神科通院医療費受給券・助成券の更新手続き

**給資格** それぞれ所得制限があります。

- **重度精神障害者（児）（65歳未満）**
- **重度精神障害老人（65歳以上）**
  - ・精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者で自立支援医療費（精神通院）を受けておられる方

#### 持参する物

- 健康保険証
- 前住地の所得証明（平成19年1月2日以降に本市に転入された方）
- その他通知に明記されている物

## 老人保健医療 受給者証の 更新手続き

老人保健で医療を受けられたときに、窓口で支払う費用の負担区分（1割または3割）は、新たに平成18年中の所得額に基づき、平成19年8月1日から見直しをすることになって

います。

平成18年中の課税所得が145万円以上の方および課税所得が145万円以上の70歳以上の方（65歳以上で老人医療の障害認定を受けている方も含む）と同一の世帯に属する方は、負担区分が3割になります。それ以外の方は、負担区分が1割になります。

この見直しにより負担区分が変更になる方は、更新の手続きをし、新たな医療受給者証の交付を受けていただくことになります。

■更新時には、次の物が必要です。

#### 持参する物

- 老人医療受給者証
- 健康保険証
- 通知書

なお、負担区分に変更のない方は、現在お使いの医療受給者証を引き続きご使用いただけます。（更新はありません）

福祉医療費受給券・助成券及び老人保健医療受給者証の更新手続きは次のとおり受け付けます。

#### 手続き期間

7月18日(水)～31日(火)  
8:30～17:15(土・日を除く)

#### 場 所

保険年金課または各支所

※該当の方へは7月中旬に個人あてに通知しますので、更新の手続きをしてください。なお、通知のない方で、該当すると思われる場合は、お問い合わせください。

#### 問い合わせ

保険年金課 老保医療係  
☎ 65—0689  
FAX 63—4618